

東郷町
新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8（2026）年7月

目次

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法、行動計画	- 3 -
1. 感染症危機を取り巻く状況	- 3 -
2. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	- 3 -
3. 東郷町新型インフルエンザ等対策行動計画改定の経緯	- 4 -
第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	- 6 -
1. 新型インフルエンザ等対策の目的および基本的な戦略	- 6 -
2. 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	- 7 -
3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	- 11 -
4. 対策推進のための役割分担	- 13 -
5. 町行動計画における対策項目	- 16 -
第3章 新型インフルエンザ等対策の各項目の考え方及び取組	- 17 -
1. 実施体制	- 17 -
準備期	- 17 -
初動期	- 19 -
対応期	- 20 -
2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	- 22 -
準備期	- 22 -
初動期	- 24 -
対応期	- 25 -
3. まん延防止	- 27 -
準備期	- 27 -
初動期	- 27 -
対応期	- 28 -
4. ワクチン	- 29 -
準備期	- 29 -
初動期	- 36 -
対応期	- 39 -
5. 保健	- 43 -
準備期	- 43 -
初動期	- 43 -
対応期	- 44 -
6. 物資	- 45 -
準備期	- 45 -

初動期・対応期	- 45 -
7. 町民生活及び地域経済の安定の確保	- 46 -
準備期	- 46 -
初動期	- 47 -
対応期	- 48 -
用語集	- 51 -

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法、行動計画

1. 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには2020年以降新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）が世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

2. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものである。具体的には、

- ① 新型インフルエンザ等感染症（感染症法第 6 条第 7 項）
- ② 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの。（感染症法第 6 条第 8 項））
- ③ 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの。（感染症法第 6 条第 9 項））

である。

3. 東郷町新型インフルエンザ等対策行動計画改定の経緯

平成 25 年 6 月、特措法第 6 条に基づき「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）」が策定され、同年 11 月、特措法第 7 条に基づき「愛知県新型インフルエンザ等行動計画（以下「県行動計画」という。）」が策定された。本町では平成 26 年 3 月、特措法第 8 条に基づき、国や県の行動計画と整合性を保ちつつ、新型インフルエンザ等の発生に備え、本町全体の体制を整備するため「東郷町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）」を策定した。

今般、新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナを含めた幅広い感染症による危機に対応できるよう政府行動計画が令和 6 年 7 月 2 日に抜本的に改正された。

政府行動計画の改定は、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るために行われたものである。令和5年9月から政府の新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）において新型コロナ対応を振り返り、課題の整理が行われたところ、

- ・ 平時からの備え
- ・ 変化する状況への柔軟かつ機動的な対応（検査体制、医療提供体制）
- ・ 情報発信

が主な課題として挙げられた。

こうした新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指すことが必要である。

こうした社会を目指すためには、

- ・ 感染症危機に対応できる平時からの体制作り
- ・ 国民生活及び社会経済活動への影響の軽減
- ・ 基本的人権の尊重

の3つの目標を実現する必要があるとされた。

本町においてもこれらの目標を実現できるよう政府行動計画、県行動計画の改定内容を踏まえ、町行動計画を改定する。

【基本理念】

平時から感染症危機に対応できる体制を作ることで、新型インフルエンザや新型コロナ等以外も含めた幅広い感染症の発生時に、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護し、生活及び経済に及ぼす影響が最小となるよう、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指す。

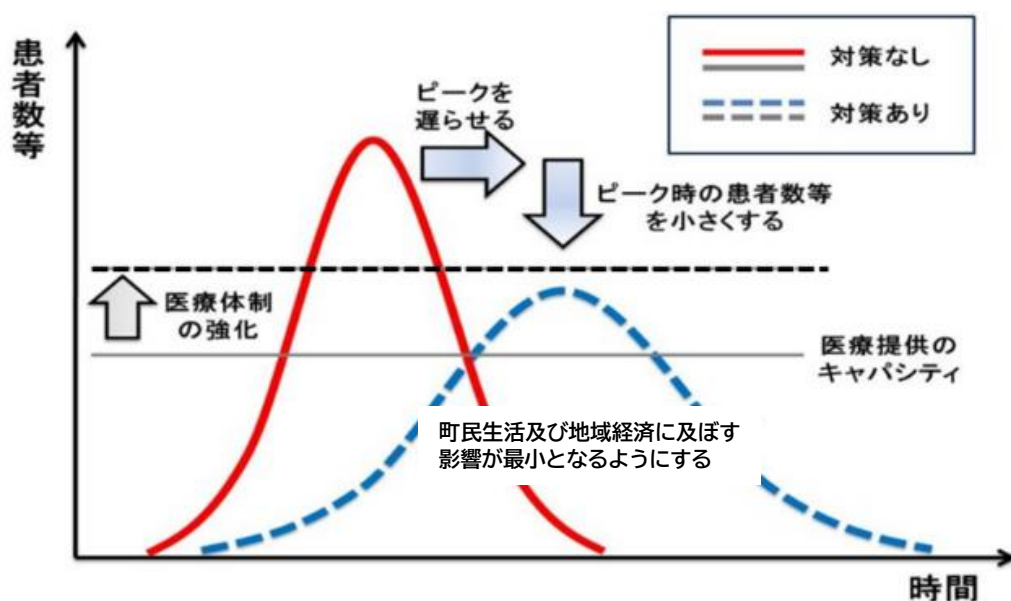
第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1. 新型インフルエンザ等対策の目的および基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命や健康、生活及び地域経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くが罹患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
(2) 町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
・ 町民生活及び地域経済の安定を確保する。
・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
・ 事業継続計画（BCP）の作成や実施等により、医療の提供の業務又は町民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

○図1 対策の効果 概念図



2. 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。町行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

愛知県は、国際空港、新幹線、各種高速道路など交通網が発達していることから、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合、日本への侵入が県内ひいては町内から起こることも十分にあり得ると考えられる。また、海外から他の都道府県へ侵入した場合であっても、短時間で県内ひいては町内に伝播することが十分に予想される。

このため、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すことが重要であり、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れを持った戦略を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが町民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、本町行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

○ 準備期

発生前の段階。町民等に対する啓発や町事業継続計画等の策定、DXの推進、対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を行っておくことが重要である。

○ 初動期

国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階。直ちに初動対応の体制に切り替える。

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内及び町内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を策定することが必要である。

○ 対応期 1

発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期。県と連携し、情報収集に努めるとともに、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。

○ 対応期 2

県内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期。町民生活及び経済の維持のために最大限の努力を行う必要がある。また、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

○ 対応期 3

ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期。科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

○ 対応期 4

最終的には、流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎える。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせることで総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、町及び指定地方公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や町民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

○表1 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

時期	有事のシナリオ
準備期	発生前の段階 町民等に対する啓発や町事業継続計画等の策定、DXの推進、対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を行う。
初期	新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生した段階 感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を感知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。
対応期	1 封じ込めを念頭に対応する時期 政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、国の方針も踏まえ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。
	2 病原体の性状等に応じて対応する時期 感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、国の方針も踏まえ、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
	3 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを念頭に置いたうえで、国の方針も踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。また、この時期が到来せずに、次の時期を迎えることも想定される。）
	4 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期 最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、国の方針も踏まえ、特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

国、県、町又は指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、政府行動計画、本県行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となる DX の推進等を行う。

2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により町民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、町民の生命及び健康の保護と町民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

3 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、町民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は対策を実施するため必要最小限のものとす。また、法令の根拠があることを前提として、町民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗(ひぼう)中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても町民の安

心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

4 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

5 関係機関相互の連携協力の確保

府県対策本部、愛知県新型インフルエンザ等対策本部（以下、「県対策本部」という。）及び町対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

6 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

7 感染症危機下の災害対応

感染症危機下の災害対応についても想定し、避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国及び県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

8 記録の作成や保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、府県対策本部、県対策本部及び町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4. 対策推進のための役割分担

1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は、WHO 等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

2 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実

施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

【県の役割】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は、保健所を設置する市（以下「保健所設置市」という。）、感染症指定医療機関等で構成される愛知県感染症対策連携協議会（以下、「連携協議会」という。）等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

【町の役割】

町は、町民に最も近い行政単位であり、町民に対するワクチンの接種や、町民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に關し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

また、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

町は、県とまん延防止等に関する協議を行い、新型インフルエンザ等の発生前から連携を図っておく。

3 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確

保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

4 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

5 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の町民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

6 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

7 町民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平時からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

5. 町行動計画における対策項目

本町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと及び「町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の7項目を町行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 町民生活及び地域経済の安定の確保

これら7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。

第3章 新型インフルエンザ等対策の各項目の考え方及び取組

1. 実施体制

準備期

【目的】

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、町が一体となった取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、町対策本部の枠組みを通じ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

【所要の対応】

1 実践的な訓練の実施

町は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

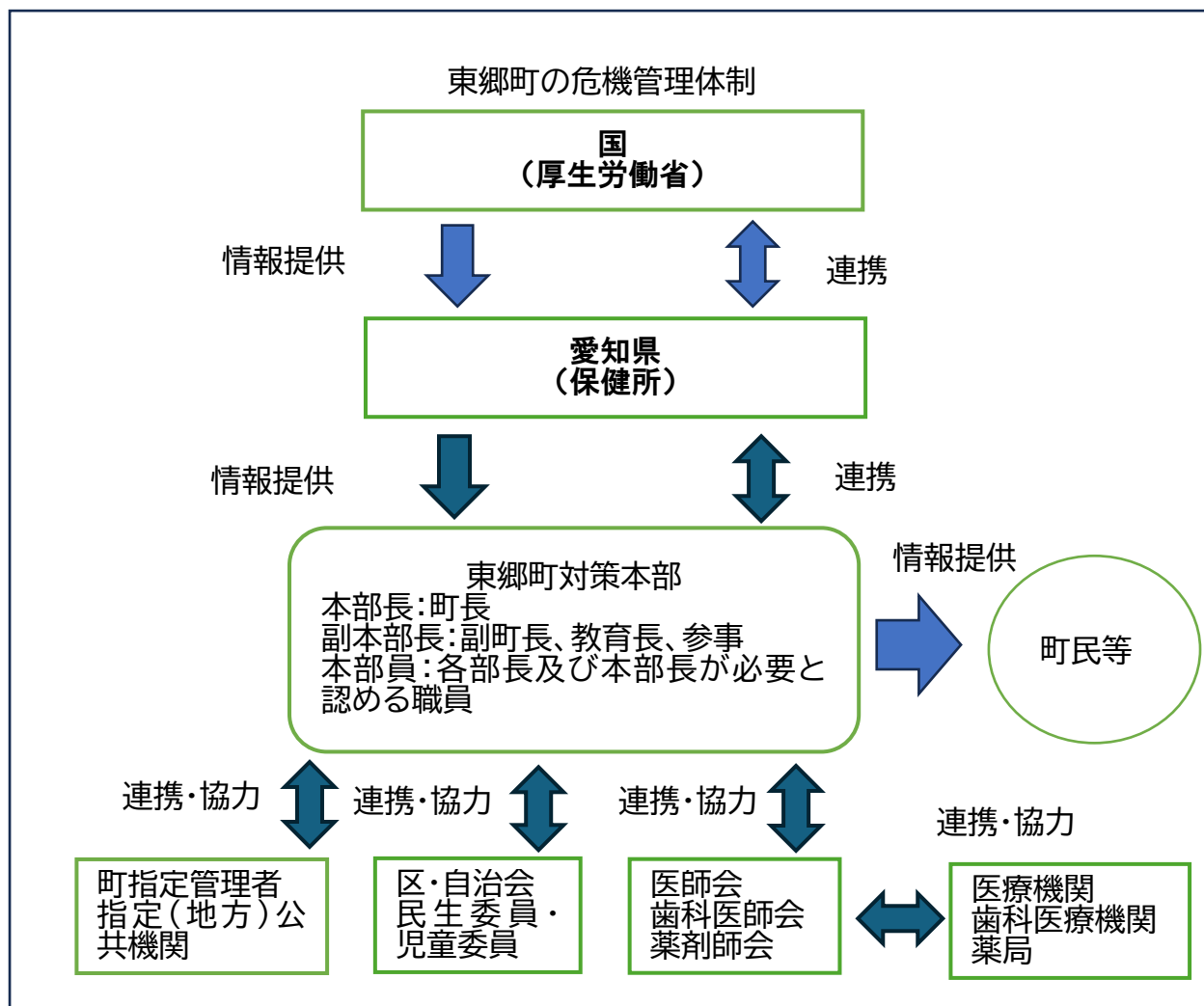
2 東郷町新型インフルエンザ等対策行動計画等の作成や体制整備・強化

- (1) 町は、町行動計画を作成・変更する。町行動計画を作成・変更する際には、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。
- (2) 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、県の業務継続計画との整合性にも配慮しながら業務継続計画を作成・変更する。
- (3) 町は、県による研修も活用しつつ、新型インフルエンザ対策に携わる医療従事者や専門人材等の養成等を行う。

3 関係機関との連携

- (1) 町は、県と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施するとともに、関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

○図2 東郷町の危機管理体制



- (2) 町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

初動期

【目的】

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、町は危機管理として事態を的確に把握するとともに、町民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じて町対策本部等を立ち上げ、町及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

【所要の対応】

1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- (1) 政府対策本部及び県対策本部が設置された場合、町は必要に応じて、町対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- (2) 町は、必要に応じて、準備期を踏まえ、新型インフルエンザ等対策を専門に行う対策チーム等の設置など、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。
- (3) 町は、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと国が判断した場合には、感染症法等に基づく基本的な感染症対策を実施する。

2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

対応期

【目的】

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、町及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとすることが重要である。

感染症危機の状況並びに町民生活及び地域経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

【所要の対応】

1 基本となる実施体制の在り方

県対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

(1) 対策の実施体制

ア 町は初動期に引き続き、必要な体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

イ 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。

(2) 職員の派遣・応援への対応

ア 町は、新型インフルエンザ等のまん延により、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。

イ 町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。

(3) 必要な財政上の措置

町は、引き続き国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

2 緊急事態措置の検討等について

(1) 町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置する。

- (2) 町は、当町の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

町は、政府対策本部及び県対策本部が廃止されたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する。

2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

準備期

【目的】

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、町民、行政、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、町は、平時から、町民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

【所要の対応】

1 町民等への情報提供・共有

- (1) 町は、平時から国及び県と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について情報提供・共有を行う、町民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。
- (2) 町は、保育施設や学校、職場、公共施設等の感染拡大の起点となりやすい施設や、高齢者施設等の重症化リスクが高いと考えられる施設については、保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。

2 偏見・差別等に関する啓発

町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。

3 偽・誤情報に関する啓発

町は、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、AI（人工知能）技術の進展・普及状況等も踏ま

えつつ、町民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、町民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

4 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- (1) 町は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、町民等が必要とする情報を把握し、さらなる情報提供・共有に活かす方法等を整理する。
- (2) 町は、国からの要請をうけて、コールセンター等を設置する準備を進める。

○表2 情報提供・共有の形態及び方法

形態	方法
直接的な提供・共有	記者会見、記者発表
	ホームページ、広報とうごう
	リーフレット、パンフレット、ポスター、デジタルサイネージ
	町公式 LINE・X・インスタグラム等の SNS
メディア等を通じた広告、提供・共有	新聞
	ケーブルテレビ
	地区回覧板
間接的な提供・共有	民生委員等を通じた情報提供・共有
	防災行政無線、広報車

○表3 リスクコミュニケーションの形態及び方法

形態	方法
ツール等を通した意見や関心の聴取	ホームページへの意見、アクセスの分析
	コールセンター等への質問・意見
	ソーシャルリスニング（SNS 等での発信状況の収集・分析）
イベントを通した意見や関心の聴取	各種講座・イベント
間接的な意見や関心の聴取	各種団体からの要望や情報提供・共有等

初動期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、準備期にあらかじめ定めた方法等により、町民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等について、状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、感染拡大に備えて準備を促す。

【所要の対応】

1 情報提供・共有

町は、国の取り組みに関する留意事項を参考とするほか、県や他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、町民等に対して必要な情報提供・共有・リスクコミュニケーションを行う。また、偏見・差別等や偽・誤情報への対応を引き続き行う。

2 双方向のコミュニケーションの実施

町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。

対応期

【目的】

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、町は、町民等の関心事項等を踏まえつつ、感染対策に対する町民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等の不安の解消等に努める。

【所要の対応】

1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

町は、初動期同様、引き続き、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

2 双方向のコミュニケーションの実施

町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。

3 各時期に応じた対応

(1) 封じ込めを念頭に対応する時期

町は、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、県が県民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。

(2) 病原体の性状等に応じて対応する時期

ア 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

町は、町民等が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。

イ こどもや若者、妊産婦、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

町は、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。

その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。

(3) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

町は、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、丁寧に情報提供・共有を行う。なお、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。また、順次、広報体制の縮小等を行う。

3. まん延防止

準備期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、町民の生命及び健康を保護する。また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、事業者や町民の理解促進に取り組む。

【所要の対応】

1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

町は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、県等が整備する相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

初動期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、町内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

【所要の対応】

1 町内でのまん延防止対策の準備

町は、国や県からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

対応期

【目的】

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、町民の生命及び健康を保護する。その際、町民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

また、緊急事態措置を始めとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、町民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。

【所要の対応】

1 町内でのまん延防止対策

- (1) 町は、国や県の対策や要請及び町内のまん延状況を勘案し、業務継続計画に基づく対応を引き続き行う。
- (2) 町は、国や県が発出する要請に応じ、県と連携して、状況に応じて柔軟・迅速に対応する。

4. ワクチン

準備期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時に、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、ワクチンの接種体制について、国、県のほか、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

【所要の対応】

1 ワクチンの接種に必要な資材

町は、以下の表4を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

○表4 予防接種に必要なとなる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用】
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備する。代表的な物品を以下に示す。 ・血圧計等 ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋(S・M・L) ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト
	【文房具類】
	☐ ボールペン(赤・黒) ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ
	【会場設営物品】
	☐ 机 ☐ 椅子 ☐ スクリーン ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋等

2 ワクチンの供給体制

- (1) 町は、県と協議の場を設け、ワクチンの円滑な流通を可能とするため連携の方法及び役割分担を検討しておく。
- (2) 町は、随時ワクチン配送事業者の把握をするほか、町内の医療機関と密に連携する。また、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給に応じた配分量を想定しておく。

3 接種体制の構築

(1) 接種体制

町は、ワクチン接種体制の構築のため、医師会等関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた必要な訓練を平時から行う。

(2) 特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、厚生労働省に指示し、臨時に行われる予防接種をいう。

町は、国の要請をうけて、県と協力し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できる接種体制を構築する。また、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種ができるよう接種体制の構築を要請する。

○表 5 特定接種の対象者及び条件

対象者	条件
登録事業者	「医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」に従事する者（登録対象者）
国家公務員及び地方公務員	① 新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務に従事する者 ② 新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務に従事する者 ③ 民間の登録対象者と同様の職務に従事する者

(3) 住民接種

住民接種とは、特措法第 27 条の 2 の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき実施する予防接種をいう。

○表 6 住民接種対象者の分類

分類	対象者	備考
a	医学的ハイリスク者	呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
	i 基礎疾患を有するもの	基礎疾患により入院中又は通院中の者※
	ii 妊婦	
b	小児	1 歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む
c	成人・若年者	
d	高齢者	ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群(65 歳以上の者)

※ 2009 年に取りまとめられた「新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準 手引き」や 2020 年に取りまとめられた「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」を参考に、発生した新型インフルエンザ等による病状を踏まえ、国が発生時に基準を示す。

ア 接種順位

国は、発生した新型インフルエンザ等による重症化、死亡率を可能な限り抑えつつ、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮し、学識経験者の意見を聴いた上で、政府対策本部において接種順位を決定するため、町は国の決定事項に基づき、接種の準備を進める。

○表7 接種順位の考え方の例（政府行動計画ガイドライン参照）

a 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方
・成人、若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合 （医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞小児＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定） ①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者
・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合 （医学的ハイリスク者＞高齢者＞小児＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定） ①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者
・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合 （医学的ハイリスク者＞小児＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定） ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者
b 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方
・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合 （医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定） ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者
・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合 （医学的ハイリスク者＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定） ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者
c 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方
・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合 （成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定） ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者 ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合 （高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定） ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

※丸付き数字は接種順位を示す。

【新型コロナ対応時における接種順位の考え方】

新型コロナ対応における住民接種の接種順位の考え方は、当初確保できるワクチンの量に限りがあり、その供給も順次行われる見通しであったことから、国が接種順位と接種の時期を公表し、順次接種していくこととした。

初回接種については、接種目的に照らして、新型コロナ患者（新型コロナ疑い患者を含む。以下同じ。）に直接医療を提供する施設の医療従事者等（新型コロナ患者の搬送に携わる救急隊員等及び患者と接する業務を行う保健所職員等を含む。）、高齢者、基礎疾患を有する者及び高齢者施設等の従事者を接種順位の上位に位置付けて接種することとした。

イ 接種体制の構築

平時から以下の（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

（ア）町は、国又は県等の協力を得ながら、居住者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

a 町は、住民接種については、厚生労働省及び県の協力を得ながら、希望する町民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。

i 接種対象者数

ii 町の人員体制の確保

iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保

iv 接種場所の確保(医療機関、保健センター等)及び運営方法の策定

v 接種に必要な資材等の確保

vi 国、県及び市町村間や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築

vii 接種に関する町民等への周知方法の策定

b 町は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、シミュレーションを行う。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられる

よう、介護保険部局、障がい保健福祉部局と衛生部局等が連携し、これらの者への接種体制を検討する。

c 町は、医療従事者の確保について、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定すること。個別接種、集団的接種いずれの場合も、医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に検討すること。

d 町は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、予診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮を検討する。

（イ）町は、県等との協議を行うとともに、国が構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、本町以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

（ウ）町は、接種を希望する町民等が速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や福祉施設、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

4 情報提供・共有

(1) 町民等への対応

WHO が表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitant（ワクチン忌避、予防接種への躊躇）」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期においては、町は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者、（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じ、国や県から提供されたQ & A等の提供など、双方向的な取組を進める。

(2) 町における対応

町は、定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び町民等への情報提供を行う。

(3) 衛生部署以外の分野との連携

町は、医療関係者及び衛生部署以外の部署（介護保険部署、福祉関係部署、教育委員会、消防関係部署、予算関係部署、人事関係部署）との連携に努める。

5 DXの推進

- (1) 町は、町が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。
- (2) 町は接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する。
- (3) 町は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を町民等が把握できるように、また、マイナンバーを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

初動期

【目的】

準備期から計画した接種体制等を活用し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集するとともに、接種に携わる医療従事者及び必要量のワクチン、接種場所等を確保し、速やかに接種が実施できるよう接種体制の構築を行う。

【所要の対応】

1 接種体制

町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

2 ワクチンの接種に必要な資材

ワクチン準備期において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

3 接種体制

(1) 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、国、県及び医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、町は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

(2) 住民接種

ア 町は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

イ 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。

ウ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可

能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。なお、接種会場スタッフ、コールセンター、データ入力等外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。

エ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、町は医師会等の協力を得て、その確保を図る。

オ 町は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、医師会等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、接種実施医療機関等において、診察時間の延長や休診日の接種等を含め、多人数への接種を行うことができる体制を確保するほか、必要に応じ、保健センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場を活用し、医療機関等の医師・看護師が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。

カ 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。

キ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、下記の検討を行う。

(ア) 当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。

(イ) 当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。

(ウ) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なるため、必要な医療従事者数を算定する。

(エ) 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品を準備する。

(オ) 薬剤購入等に関してはあらかじめ医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。

(カ) 実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとと

もに、消防機関の協力を得ながら、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定し、適切な連携体制を確保する。

(キ) 医薬材料、医療廃棄物容器等については、原則として全て町が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することが困難な場合は、医師会等と事前に検討を行う。

(ク) 町が独自で委託材料、医療廃棄物容器等を調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。

(ケ) 具体的に必要物品については、ワクチン準備期のワクチンの接種に必要な資材を参考に、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。

ク 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談する。

ケ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、一定の流れを作ることや、予診票の記入漏れや接種の判定を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、被接種者が一定の間隔が取れる、要配慮者への対応が可能となるように準備を行う。

対応期

【目的】

国や県の方針に基づき、構築した接種体制に基づき接種を希望する町民等が迅速に接種できるようにする。また、ワクチン接種後の副反応を疑う症状等についても適切な情報収集を行うとともに、健康被害の迅速な救済に努める。

あらかじめ準備期に計画した供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

【所要の対応】

1 ワクチンや必要な資材の供給

- (1) 町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況を把握するものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割当量の調整を行う。
- (2) 町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、町に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。
- (3) 町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握したうえで、地域間の融通を行う。
- (4) 町は、厚生労働省の要請を受けて、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることがあるため、県を中心に他の製品を活用することを含めて地域間の融通も行う。

2 接種体制

町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

(1) 特定接種

町は、国が特定接種を実施することを決定した場合においては、国や県と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

(2) 住民接種

ア 予防接種体制の構築

(ア) 町は、国からの要請を受けて、準備期や初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

- a 町は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。
- b 町は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。
- c 町は、発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適當な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染症対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実行する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- d 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設に入居するものであって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も検討する。
- e 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、介護保険部署、福祉関係部署、医師会等と連携し、接種体制を確保する。

イ 接種に関する情報提供・共有

(ア) 町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

(イ) 町が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。

(ウ) 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトや SNS を活用して周知す

ることとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。

ウ 接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。

エ 接種記録の管理

町は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3 健康被害救済

- (1) 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、疾病・障害認定審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は実施自治体となる。
- (2) 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた町とする。
- (3) 町は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

4 情報提供・共有

- (1) 町は、予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告制度、健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供する予防接種に係る情報について、町民等へ周知する。
- (2) 町は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行う。
- (3) パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、町は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

(4) 特定接種に係る対応

町は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

(5) 住民接種に係る対応

ア 町は、実施主体として、町民等からの基本的な相談に応じる。

イ 特措法第 27 条の 2 第 1 項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。

（ア）新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている

（イ）ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。

（ウ）ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。

（エ）平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こりえる。

ウ これらを踏まえ、広報にあたっては、町は次の点に留意する。

（ア）接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要。

（イ）ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、わかりやすく伝える。

（ウ）接種の時期、方法など、国民一人一人がどのように対応するべきかについて、わかりやすく伝える。

5. 保健

準備期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時に、県等が定める予防計画並びに保健所及び衛生研究所等が定める健康危機対処計画等に基づき、県等の要請に応じ、町が協力できるよう体制を整備する。

【所要の対応】

1 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

- (1) 町は、県等が開催する研修・訓練等に参加し、感染症危機への対応能力の向上を図る。
- (2) 町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から県や保健所等の関係機関と連携強化を図る。

初動期

【目的】

初動期は町民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。新型インフルエンザ等の発生時に、県等が定める予防計画並びに保健所及び衛生研究所等が定める健康危機対処計画等に基づき、県等の要請に応じ、町が協力できるよう体制を整備する。

【所要の対応】

1 有事体制への移行準備

町は、県等から応援派遣要請等に対し、協力体制を構築する。

対応期

【目的】

引き続き、新型インフルエンザ等の発生時に、県等が定める予防計画並びに保健所及び衛生研究所等が定める健康危機対処計画等に基づき、県等の要請に応じ、町が協力することで、町民の生命及び健康を保護する。

【所要の対応】

1 有事体制への移行

- (1) 町は、県が実施する健康観察に協力する。
- (2) 町は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する町民等の理解増進を図るために、県と感染者数の推移、感染が拡大している地域、年代別の感染者数及び割合等必要な情報を共有する。

2 健康観察及び生活支援

- (1) 町は、県が実施する健康観察に協力する。
- (2) 町は、県が実施する新型インフルエンザ等患者等に対して日常生活を営むために必要なサービスの提供に協力する。また、必要な目的にのみ個人情報共有する観点から町と県との間で覚書を締結するよう努める。

6. 物資

準備期

【目的】

感染症対策物資等は、有事に、対策を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、町は、感染症対策物資等の備蓄の推進等に必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

【所要の対応】

1 感染症対策物資等の備蓄等

- (1) 町は、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

- (2) 消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

初動期・対応期

【目的】

準備期に引き続き、必要な感染症対策物資等を確保及び備蓄状況の確認を行う。

【所要の対応】

1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。

2 備蓄物資等の供給に関する相互協力

新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、県と連携して近隣の地方公共団体や関係機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

7. 町民生活及び地域経済の安定の確保

準備期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により町民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。町は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や町民に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に町民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

【所要の対応】

1 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

2 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DX を推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速かつ網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

3 物資及び資材の備蓄

- (1) 町は、町行動計画に基づき、6. 物資 - 準備期 - 1 感染症対策物資等の備蓄等で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- (2) 町は、事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

4 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、県と連携し新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

5 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

町は、県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には、戸籍事務との調整を行うものとする。

初動期

【目的】

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や町民に、事業継続のために必要となる対策の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、町民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

【所要の対応】

1 遺体の火葬・安置

町は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

対応期

【目的】

町は、準備期での対応を基に、町民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、町民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

【所要の対応】

1 町民生活の安定の確保を対象とした対応

(1) 心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

(2) 生活支援を要する者への支援

町は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

(3) 教育及び学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

(4) 生活関連物資等の価格の安定等

ア 町は、町民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。

イ 町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民等への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民等からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

ウ 町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、町民等からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

エ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）、物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

(5) 埋葬・火葬の特例等

ア 町は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。

イ 町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。

ウ 町は、区域内で火葬を行うことが困難と判断された場合、県に要請し、近隣市町に対して広域火葬の応援・協力を行う。

エ 町は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

オ 町は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。

カ 町は、万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。

キ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められると

きは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

(1) 事業者に対する支援

町は、国や県の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び町民生活への影響を緩和し、町民生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

(2) 町民生活および地域経済安定に関する措置

町は、愛知中部水道企業団と協議し、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

また、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置等により生じた町民生活及び地域経済への影響に対し、国や県の方針に基づき、必要に応じた支援を行う。

用語集

用語	内容
医療計画	医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する県と県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
インフォデミック	「情報 (Information)」と「流行 (Epidemic)」を組み合わせた造語。感染症の流行や災害などの緊急事態において、正確な情報だけでなく、真偽不明の情報や誤情報 (デマ) が爆発的に拡散し、社会に混乱や不安をもたらす状態。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者 (新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。)、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
患者等	患者及び感染したおそれのある者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症指定医療機関	本政府行動計画においては、感染症法第 6 条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品 (薬機法第 2 条第 1 項に規定する医薬品)、医療機器 (同条第 4 項に規定する医療機器)、個人防護具 (着用することによって病原体等にはく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こす A 型又は A 型のような

	毎年の抗原変異が起こらないＢ型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務計画	特措法第 9 条に基づき指定（地方）公共機関が作成する、新型インフルエンザ等対策に関する計画。
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
健康危機対処計画	地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成 6 年厚生省告示第 374 号）に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所等が策定する計画。策定に当たっては、県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体

	に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。
検査等措置 協定	感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
指定（地方） 公共機関	特措法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関及び同条第 8 号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第 27 条の 2 の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフ ルエンザ等	感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症（感染症法第 14 条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。 本政府行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフ ルエンザ等 緊急事態	特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。

全数把握	感染症法第 12 条の規定に基づき、全ての医師が届出を行う必要のある感染症（全数把握）について患者の発生の届出を行うもの。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
登録事業者	特措法 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第 2 条第 2 号の 2 に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 1 条に規定するもの。
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
連携協議会	感染症法第 10 条の 2 に規定する主に県と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、県が設置する組織。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。

プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン。 新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンについては、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
PDCA	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。